再開　１５：２７

（議長）
休憩を閉じて再開致します。
お諮りします。
ただ今、町長から議案第８号、令和８年１０月ついた、い、１日から同年１０月３１日までの間における町長及び副町長の給料の減額に関する条例の制定について、並びに議案第９号、令和８年１０月１日から同年１０月３１日までの間における教育長の給料の減額に関する条例の制定についてが提出されました。
これを日程に追加し、追加日程第１並びに追加日程第２、２として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、議案第８号を追加日程第１、議案第９号を追加日程第２とし、日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とする事に決定しました。

（議長）
追加日程第１、議案第８号、令和８年１０月１日から同年１０月３１日、ま、の間における町長及び副町長の給料の減額に関する条例の制定について、並びに追加日程第２、議案第９号、令和８年１０月１日から同年１０月３１日までの、あ、間における教育長の給料の減額に関する条例の制定については、関連がありますので一括議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

「町長」
議長。

（議長）
町長。

「町長」（提案説明）
ただいま一括上程となりました、議案第８号、令和８年１０月１日から同年１０、１０月３１日までの間における町長及び副町長の給与の減額に関する条例について、及び議案第９号、令和８年１０月１日から同年１０月３１日までの間における教育長の給与の減額に関する条例についてでございます。
去る６月１５日に開催された江差町議会全員協議会において、教育委員会社会教育課にお

ける団体会計の不適正事務についてご報告をし、関係職員につきまして、７月２３日開催の江差町教育委員会で処分内容が決定され、７月２４日付で処分を行ったところでございます。
本事案により、江差町青少年健全育成会議の皆様を初め、関係団体の皆様に多大なるご迷惑をおかけし、町政に対する信頼を大きく損なう事となりました。
改めて、深く、お詫びを申し上げます。誠に申し訳ございませんした。
私は、町政を担う長として、副町長につき、ついては、町政の事務方のトップとして、また教育長については、社会教育課を所管する教育行政の長として、責任の重大さを痛感しているところであり、それぞれのきゅ、給料を１ヶ月、１０％減額する事と致しました。
つきましては、減額に関する条例を提出しておりますので、ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

（議長）
以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）
質疑希望ありませんので質疑を終結致します。
お諮りします。
本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか

（「なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決致します。
まず、議案第８号、令和８年１０月１日から同年１０月３１日までのあ、間における町長及び副町長の給料の減額に関する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手全員であります。よって議案第８号については、原案の通り可決されました。

（議長）
次に、議案第９号、令和８年１０月１日から同年１０月３１日までの間における教育長の給料の減額に関する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手全員であります。よって議案第９号については、原案の通り可決されました。